

新型コロナウイルス感染予防指針（令和3年度 第1報 6月20日）

新型コロナウイルス感染予防について皆様のご理解とご協力をお願い致します。

尚、フェーズによる対応から警戒度による対応へ変更致しました。

- [基本指針] 施設内にウイルスを持ち込まない 施設内クラスターを阻止する
- [行動指針] 自覚と責任ある行動
- [職員の日常] 「健康観察表」の記載（体温測定等 37.5℃以上は出勤停止）
体調不良時の速やかな受診と連絡 不要不急の外出を控える 手洗い・うがい・手指消毒 マスク着用
- [施設内の日常] 利用者体温測定 換気 施設内消毒
- [その他対策等] 新型コロナウイルス感染症対策マニュアルによる
- [職員・同居家族が体調不良時（37.5℃以上、倦怠感）] 速やかに連絡する 職員→事業所長・課長→施設長→理事長
- [職員・利用者に罹患者がした場合] 一斉メールにて情報を共有する 施設長→（総務課）→理事長・職員
- [職員が濃厚接触者となった場合] 出勤停止（保健所の指示に従う）
- [職員が濃厚接触者の疑いの場合] 出勤待機（確定診断が下されるまでの期間）
- [緊急時の連絡体制] 理事長→施設長→副施設長→事業所長・各課長→事業所・課内職員
- [会議] 新型コロナ対策会議（代表者会議メンバー＋感染症委員会委員長、副委員長 随時）

[警戒度による行動基準]

行動場面	警戒度				
	警戒度なし	警戒度 1	2	3	4
【施設系】					
面会 (看取りの方は除く)	○ 玄関ホール 1F カウンター前	△ 人数・時間・場所の制限あり	△ 人数・時間・場所の制限あり	○ オンライン	○ オンライン
新規入所受入	○	○	○	○	2週間経過観察後受入
ショート新規受入	○	○	○	○	×
訪問歯科	○	○	○	○	○
散髪	○	○	○	○	○
買い物代行支援	○	月4回	月4回	月4回	×
通院	○	△（必要による）	△（必要による）	△（必要による）	△（必要による）
利用者外出	○	敷地内のみ可	敷地内のみ可	敷地内のみ可	敷地内のみ可
業者立入		△（必要による）	△（必要による）	△（必要による）	△（必要による）
【在宅系】					
デイサービス受入	○	○	○	○	△（外部利用者金曜のみ）
訪問（外部）	○	○	○	○	状況により判断
居宅・包括訪問	○	○	○	○	状況により判断
【その他】					
会議・研修（施設内）	○	○	○	○	○
会議・研修（県内）	○	○	△（必要による）	△（必要による）	△（必要による）
実習生受入	○	ワクチン接種済にて可	×	×	×
慰問・ボランティア受入	○	×	×	×	×
オンブズマン受入	○	○	○	×	×

[職員・利用者に罹患者がした場合] 速やかに新型コロナ対策会議を開催して以下の対応を協議する

- ・保健所要請
- ・関係者連絡（利用者家族、措置機関、保険者） ・ホームページ情報発信
- ・事業継続の可否
- ・施設内行動制限 ・職種問わず協力要請 ・臨機のシフト体制（2交代制 特養3人夜勤） ・エリア内居室対応
- ・職員行動調査
- ・隔離エリア [南桜寮（A棟罹患者 B棟職員） / 隔離エリア専属職員4名にて2交代制]

令和3年6月20日 理事長